

県産酒米価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、清酒原料米の価格上昇が県内酒蔵に及ぼす影響を緩和するため、静岡県酒造協同組合（以下、「組合」という。）及び県内酒蔵が購入した令和7年産の県産原料米の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「県内酒蔵」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項の規定により清酒の製造免許を受けて清酒の製造を業とする者で静岡県内に主たる事業所を有するものをいう。
- (2) この要綱において「県産原料米」とは、静岡県産酒造好適米、かけ米として利用される静岡県産加工用米及びかけ米として利用される静岡県産一般米をいう。

第3 補助の対象及び補助額

- (1) 補助の対象及び補助額
別表のとおりとする。
- (2) 補助の対象の特例

交付の決定の前に着手し、又は完了したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。この場合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第4の(1)ア中「交付申請書」とあるのは「交付申請及び実績報告書」と、第4の(1)イ中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、第4の(1)ウ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第8の(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定及び確定通知書」と、様式第1号中「交付申請書」とあるのは「交付申請及び実績報告書」と、「実施したい」とあるのは「実施した」と、「交付申請額」とあるのは「交付申請及び実績報告額」と読み替えるものとし、第7の(2)の規定は適用されないものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 誓約書（様式第7号）
 - オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 交付決定額の20パーセントを超えて減額する場合

- イ 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が完了したときは、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当することを認める場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができること。
- ア 法令、この要綱若しくはこの要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - エ 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかななければならないこと。また、帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ 事業実績を証明する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年11月末のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

- 1 この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表

区分	内容													
補助の 対 象	<p>1 補助対象経費 補助事業者が令和7酒造年度(令和7年7月1日から令和8年6月30日まで)に清酒を製造するために購入した令和7年産の県産原料米の購入に要する経費 ただし、消費税及び地方消費税並びに運搬及び精米に要する経費を除く</p> <p>2 補助事業者</p> <table border="1" data-bbox="357 510 1396 705"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県産</td> <td>酒造好適米</td> <td>組合、県内酒蔵[※]</td> </tr> <tr> <td>かけ米として利用される加工用米</td> <td>組合</td> </tr> <tr> <td>かけ米として利用される一般米</td> <td>組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※組合を経由して購入する酒造好適米は組合が申請することとし、組合を経由せず購入する酒造好適米は、当該県内酒蔵が申請する。</p>	区分		補助事業者	県産	酒造好適米	組合、県内酒蔵 [※]	かけ米として利用される加工用米	組合	かけ米として利用される一般米	組合			
区分		補助事業者												
県産	酒造好適米	組合、県内酒蔵 [※]												
	かけ米として利用される加工用米	組合												
	かけ米として利用される一般米	組合												
補助額	<p>令和7年産の原料米の銘柄及び等級ごとに、次の算式により算出した補助単価に令和7年産の購入量(俵)を乗じた額とする。</p> <p>補助単価 = $\frac{(a-b) \times 1/2^{**}}{}$</p> <table border="1" data-bbox="414 952 1053 1030"> <tr> <td>a: 令和7年産の購入価格 (円/俵、税抜)</td> <td rowspan="2">}</td> </tr> <tr> <td>b: 令和6年産の購入価格 (円/俵、税抜)</td> </tr> </table> <p>※補助単価の上限額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="357 1075 1396 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県産</td> <td>酒造好適米</td> <td>5,400 円/俵</td> </tr> <tr> <td>かけ米として利用される加工用米</td> <td>5,900 円/俵</td> </tr> <tr> <td>かけ米として利用される一般米</td> <td>7,200 円/俵</td> </tr> </tbody> </table>	a: 令和7年産の購入価格 (円/俵、税抜)	}	b: 令和6年産の購入価格 (円/俵、税抜)	区分		上限額	県産	酒造好適米	5,400 円/俵	かけ米として利用される加工用米	5,900 円/俵	かけ米として利用される一般米	7,200 円/俵
a: 令和7年産の購入価格 (円/俵、税抜)	}													
b: 令和6年産の購入価格 (円/俵、税抜)														
区分		上限額												
県産	酒造好適米	5,400 円/俵												
	かけ米として利用される加工用米	5,900 円/俵												
	かけ米として利用される一般米	7,200 円/俵												
留意 事項	<ul style="list-style-type: none"> 補助申請額の総額が予算を超過する場合、予算の範囲内で調整することがある。 令和7年産の県産原料米の購入に要する経費について、国又は県等の他の補助金の交付を受けている場合には、補助の対象とならない。 補助対象経費であっても、証拠書類がない、購入価格や量、産地等を確認できない等の理由により認められない場合がある。 補助合計額は千円単位となるため、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。 購入量の単位は俵(60kg)とし、kg単位で購入した場合は、60で割り戻し、小数点第2位を切り捨てること。 令和7年産原料米について、同一銘柄及び同一等級の令和6年産の購入実績がない場合は、同一購入先が作成する書類等により同一銘柄及び同一等級の令和6年産原料米の価格(円/俵、税抜)の確認ができる場合に限り、当該価格を令和6年産原料米の価格(円/俵、税抜)として使用することができる。これによりがたい場合は、別途協議するものとする。 													